

北海道釧路湖陵高等学校 生徒との連絡手段に関わる規程

【本規程のねらい】

第 1 条

この規程は、平成27年3月27日付き教職第3227号北海道教育委員会教育長通達に基づき、北海道釧路湖陵高等学校(以下「本校」という。)における生徒との連絡手段に際し、以下に定める規程により、運用するものとする。

【連絡手段に関わる基本的な考え方】

第 2 条

本校職員が、生徒または保護者から電話番号や電子メールアドレス等(「以下「電話番号等」という。)を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理には厳正な取扱いが求められる。

その一方で、生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うにあたり、携帯電話や電子メールを利用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、個人情報の取得や利用を一切禁止するものではなく、適切なルールに基づいて取り扱うものとする。

【留意事項】

第 3 条

本校職員が、生徒またはその保護者から電話番号等を取得する際は、次の点に留意するものとする。

- 1 生徒またはその保護者から取得する個人情報の種類は、携帯電話番号及び電子メールアドレスとすること。
- 2 生徒またはその保護者から電話番号等の個人情報を取得するのは、校務運営上必要な場合のみとし、その範囲は、原則として、担任する学級の生徒またはその保護者、顧問をする部活動(外局を含む)の生徒またはその保護者とする。

なお、生徒の電話番号等を取得する際には、別に定める様式により、事前に生徒及び保護者の同意を得るとともに、校長に届け出、許可を得ること。

- 3 本校職員が、生徒またはその保護者に対して自己の携帯電話番号等を提供する際も、1、2同様とする。
- 4 本校職員が取得した電話番号等を利用し、生徒に連絡を行った場合には、別に定める様式により、校長に届け出ること。
- 5 取得した情報の慎重な取扱いに留意するとともに、保管・管理を徹底すること。
- 6 必要のなくなった電話番号等は速やかに削除するとともに、その旨を校長に報告すること。

【禁止事項】

第 4 条

生徒またはその保護者との間で、授業・部活動・安全上の緊急連絡によらない、私的な連絡等は携帯電話、電子メール等で行なってはならない。

【特別な場合】

第 5 条

電子メール等を利用して生徒またはその保護者から身上等に関わる相談等があった場合には、別に定める様式により校長へ届け出るとともに、必要に応じて関係職員と連携を図り、直接面談を行なうなど、個別での電子メールでのやりとりは避けること。

【附則】

この規程は、平成27年6月5日から施行する。